

【添付資料 2】 種子規則 (Seed Ordinance 15/2004/PL-UBTVQH11)

国会
常任委員会

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No : 15/2004 / PL-UBTVQH11

種子規則 (Seed Ordinance)

1992 年に発行されたベトナム社会主義共和国憲法に基づき、第 10 回国会総会の 2001 年 12 月 25 日に採択された決議第 51/2001 / QH10 に続き、補足された。第 11 回国会で 2002 年 11 月 26 日に採択された決議第 21/2003 / QH11 に従って、2004 年に第 4 回法令執行プログラムについて採択された。本条令は植物品種に定められている。

第 1 章 一般規定

第 1 条：規制範囲

本条例は、植物遺伝資源の管理及び保存の規則を規定している。研究、選抜、育種、評価、現地調査、種苗検査、新品種のリリース、新品種の保護、母木、種子果樹園、品種園と森林の選抜と認証、種子生産と関連事業；種苗の品質管理等。

第 2 条：適用

本条例は、ベトナムの法人及び国民、ベトナムの領土内の植物品種分野に係る外国人及び法人に適用される。ベトナム社会主義共和国が署名した種苗条例と国際協定との間に相違がある場合、国際協定が適用される。

第 3 条：定義

本条例では、以下の用語と単語を以下のように定義する。

1. 品種は、形態学的に一定の経済的価値を有する植物群である。植物群は、所与の遺伝子型に起因する特性の表現型によって定義することができ、次世代に継承することができる少なくとも 1 つの特性の表現型によって他の植物群と区別することができる。種子、塊茎、果実、根、植物体、枝、葉、苗、節、芽、花、組織、細胞、孢子、菌糸、藻類及び微小藻類を含む。
2. 新品種は、育種又は輸入されたもので、区別性、均一性、安定性を有し、公知の生産お

よび取引の品種リストには存在しないものである。

3. 保護されるべき新品種は、保護証明書が付与された新品種である。
4. 植物遺伝資源とは、植物新品種の繁殖に使用することができる遺伝情報を有する植物全体又は植物の一部である。
5. 評価とは、品種の区別性、均一性、品種の栽培及び利用価値の審査を行うために、一定の条件と期間内で観察及び計測の試験をするプロセスである。
6. 試験栽培とは、基本試験に合格した新品種を農家の圃場条件で一定の地域での生産を許可し、新品種を増殖するプロセスである。
7. 現地調査とは、当該品種又は他の植物種の純度を決定するために、畑、棚田又は庭園で品種を確認するプロセスである。
8. 種苗検査とは、試験所で種子サンプルの品質基準を調査するプロセスである。
9. 他家受粉品種の種子とは、次の作期に安定した遺伝子で増殖するために使用出来る種子である。
10. 育種家種子とは、育種家により選抜され育種された他家受粉品種の種子である。
11. 原原種とは、育種家種子から増殖した種子又は原原種の再純化ガイドラインに従って生産された種子から生産された、原原種に必要な種子品質基準を有する種子である。
12. 原種とは、原原種から増殖し、原種に必要な種子品質基準を満たす種子である。
13. 保証種子とは、原種から増殖した種子であり、保証種子に必要な種子品質基準を満たす種子である。
14. 原原種の再純化とは、選択された個体を特定の系統として増殖させ、原種に必要な品質基準を満たす遺伝子純度を確保するプロセスである。
15. 母本とは、更なる増殖のために、自然林、種苗林又は種苗圃場から選択された優れた森林のことである。
16. 工業用林木、多年生果樹、林業用林木のクローンであって、一品種の多数の個体の中から他の個体よりも高収量で高品質で抵抗性の高い優秀な木は、栄養繁殖による増殖のため選抜され認定される。
17. 工業用林木、多年生果樹、林業用林木の栄養繁殖圃場とは、これらの植物を栄養繁殖によって最良のクローンから繁殖させ、その品種をさらに増殖させるための苗畑である。
18. 林業用林木の品種圃場は、選抜され公開された母樹から収穫された種子又は栄養繁殖苗を植えた品種林である。
19. 品種林は、母樹の実生を植えた森林であるが、規定された方式に完全に従って植栽されていないものであるか、あるいは、選抜され認証された自然林または人工林から移植されたものである。
20. 遺伝子組み換え品種とは、近代のバイオテクノロジーにより得られた DNA の新しい組み合わせを有する品種である。
21. 主要作物品種とは、重要な種類で、経済的価値が高く、大量に生産され厳格に管理され

ている品種を指す。

22. 偽装種子とは、名称、起源及び等級がラベルに書かれているものと同じではないものをいう。植物品種のラベルは、保護された他の品種のラベルと同じか類似しているので、容易に間違いを引き起こすことがある。
23. 繁殖材料とは、植物、藻類、微藻類又は種子、塊茎、果実、根、植物体、枝、葉、苗、接木節、枝、花、組織、細胞、孢子及び菌系といった植物の一部であって繁殖用に用いることができるもの。
24. 新品種の新規性は、品種がまだベトナムの領土内で1年以上前に販売されていないことを意味する。又はその他の国において、登録申請書の提出日の前に、木本及びブドウの場合は6年、その他の植物の場合は4年間である。
25. 二つ目の新品種保護証明書は、保護証明書が正当な理由で失われた場合に、新品種保護証明書の権利者に与えられる二回目の証明書である。

第4条：種苗分野の運用原則

1. 開発戦略の策定と植物品種及び種子の開発計画は、国家の社会経済開発計画及び各地方政府の計画と整合しなければならない。
2. 植物育種家の権利とその権利の保有者は、国によって保護される。組織や個人の自主性、平等、権利、法的便益は尊重される。
3. 主要作物の品種の種子生産と種子事業は厳格に管理される。
4. 品種の役割の社会への普及を強化すべきである。それはつまり、生産の発展のための良質の種苗は、健康や環境や生態系の保全を可能にする。
5. 植物品種の研究、選抜、育種、生産及び保全に科学的及び技術的進歩を適用する。最新の技術と農家の経験を組み合わせること。
6. 植物遺伝資源を適正に保存し利用すること。生物多様性を増進すること。共通の社会的利益を確保するために、短期的及び長期的利益を勘案すること。

第5条：種子産業の国家戦略

1. 種子産業の発展は、国家戦略と開発計画に基づく工業化と近代化の方針に沿うものであることを確保すること。
2. 以下の活動への投資の優先順位をつける：
 - a) 植物新品種の研究、選抜、育種、及び育種家種子の維持：
 - b) 母樹、最良のクローン、植物品種林の保存：
 - c) 伝統的な遺伝資源の調査、収集及び保存。
3. 高収量、高品質、病害抵抗性及び市場ニーズに不利な条件の品種を扱う農業、林業及び水産業の分野で働く個人、組織を支援する。
4. 種子に関する収集、遺伝子保存、研究、選抜、評価検査、試験、生産及び事業への投資

をする組織及び個人は奨励及び管理される。

5. 種子産業に科学技術の進歩の移転を強化するために農業、林業、漁業の普及を奨励する。研究の発展を生産により密接に結びつける。
6. 原原種、原種、母樹、最良質のクローン、苗木圃場、苗木林などの増殖と保存のためのインフラと技術への投資を支援する。

第6条：遺伝子組換え品種

遺伝子組換え植物の研究、選抜、育種、試験、生産、取引、使用、国際流通、交換などの活動は政府によって規制される。

第7条：種子産業における地方政府の管理責任

1. 種子産業の地方政府の管理は政府に属する。
2. 農業農村開発省は国の農林品種の地方政府による管理の遂行の監督をする。水産省は国の水産資源の地方政府による管理の実施の監督をする。
3. 省及び省レベルの官庁は、その職務及び権限の範囲内で、種子産業の地方政府管理の実施について農業農村開発省と水産省との間の連携を監督する。
4. 人民委員会は、各県における種子産業に対する地方政府の管理機能の遂行を監督する。

第8条：表彰

1. 種子産業で成果をあげたり、種子産業に係る違反を発見又は防止した組織及び個人は、表彰に関する法律の規定に基づき表彰される。
2. 新品種の選抜及び育種によって優れた成果をあげた組織及び個人は、国家によって表彰される。

第9条：次の行為は禁止される

1. 偽の種子や低品質の種子の取引を行う。
2. 生産及び取引が許可される品種リストに掲載されていない種子の増殖及び購入。
3. 遺伝資源を破壊し又は盗み若しくは希少な遺伝資源を不法に輸出すること。
4. 品種の生産地において病虫害の実験を行うこと。
5. 種苗の研究、選抜、育種、評価、作物検査、試験、生産及び事業に関する法的行為を妨害すること。
6. 遺伝資源を輸入し、生産、公衆衛生、環境及び生態系に危害を与える植物品種を生産又は取引すること。
7. 種子品質基準又は植物品種に関する真実でない情報を流布又は宣伝すること。
8. 植物育成者又は植物新品種証書の所有権者の権利及び法的利益を侵害すること。
9. その他の行為は法律で規定される。

第2章 植物遺伝資源の管理と保存

第10条：植物遺伝資源の管理

1. 植物遺伝資源は、国家によって管理される国有財産である。
2. 国の保全地域における植物遺伝資源の利用及び使用は、農業農村開発省又は水産省の許可を必要とする。
3. 組織及び個人は、地方レベルでの植物遺伝資源の管理に貢献する責務を有する。

第11条：植物遺伝資源の保存のための取組

1. 各植物の種類ごとに特性に価値のある植物遺伝資源を調査及び収集する。
2. 各種類ごとに特性に価値があることが明らかな遺伝資源は、長期かつ安全な保存を行わなければならない。
3. 遺伝資源の生物学的形質とその価値を評価しなければならない。
4. 植物遺伝資源のデータベースと情報システムを確立する。

第12条：希少植物遺伝資源の収集と保存

1. 地方での希少植物遺伝資源の収集、保存及び保管は、国によって予算措置され及び支援される。
2. すべての組織及び個人は、本条令及び関連する法律の規定に基づき、貴重な植物遺伝資源を保存しなければならない。
3. 農業農村開発省と水産省は、保存する必要がある貴重な植物遺伝資源のリストを定期的に公表する。

第13条：貴重な植物遺伝資源の交換

1. 組織及び個人は、農業農村開発省及び水産省の規則に従って、新品種の研究、選抜、育種、生産及び取引のために、貴重な植物遺伝資源を交換することが許可される。
2. 貴重な植物遺伝資源の交換は、農業農村開発省又は水産省の承認が必要である。

第3章 研究、選抜、育種、品種評価、新品種の公開：母樹、最良のクローン、植物園、森林の選択と公表

第14条：新品種の研究、選抜及び育種

1. すべてのベトナムの組織及び個人は、国際機関及び個人と同様に、ベトナムの領域で新品種を研究、選抜、育種する権利がある。新品種の研究、選抜及び育種は、本条令の規定、科学技術に関する法律及びその他の関連法令に従わなければならない。

2. 農林水産物の収量、品質、競争力を向上させるために、各期間ごとの要件に合致した新品種の研究、選抜、育種に関する科学技術的役割は、農業農村開発省及び水産省により決定される。

第 15 条：植物新品種の評価

1. 生産及び取引が許可された植物品種リストに掲載されていない、選抜、育種、輸入された植物新品種は、リストに掲載する前に評価（審査）され、公開されなければならない。
2. 植物新品種の評価の種類：
 - a) ベトナムで選抜及び育成された主要作物のリストに属するすべての新品種は、生産及び取引が許可される品種リストに掲載されていない海外からの輸入品種と同様に、国家により評価されなければならない。
 - b) その他の種類に属する品種は育成者によって評価され、育成者はその結果に責任を有する。
3. 評価内容には、以下が含まれる。
 - a) 区別性、均一性及び安定性の評価（DUS 試験）
 - b) 栽培及び使用価値の評価（VCU 試験）
4. 国による評価のための指令及び手続は、以下のとおり実施する。
 - a) 植物新品種の評価を申請する組織及び個人は、農業農村開発省又は水産省が定めた審査機関に評価のための書類を提出する必要がある。当該書類には、評価のための申請書式、品種の名称、原産地、量、品種の経済的技術的指数、品種の技術的説明などの植物品種に関する資料を含む
 - b) 植物新品種の評価を申請する組織及び個人は、本条令第 16 条第 1 項に規定される評価機関と契約しなければならない
5. 育成者が評価を実施する場合は、農業農村開発省の技術指針に従って試験を実施するか、育成者が本条令第 16 条第 1 項の評価機関と契約する。
6. 植物新品種の所有者である組織や個人は、審査料を支払わなければならない。
7. 農業農村開発省と水産省は主要な種類のリスト、生産及び取引のための植物品種のリストを公表する。

第 16 条：植物新品種審査機関

以下の条件を満たした場合、農業農村開発省及び水産省により植物新品種審査機関として認定される。

- a) 植物品種の評価に関する活動を行うための登録があること
- b) 植物の種類別の審査及び生育・生長要件に適する場所及び環境保護法の規定に従いかつ水生植物の植物保護と検疫に関する法律に従って審査出来る場所を有すること
- c) 植物の種類ごとに評価要件を審査するための十分な設備があること

- d) 当該植物の種類について、DUS 試験のものさし品種として使用する十分な標準品種を有すること
 - e) 当該植物品種を評価するための手順について研修を受けた技術スタッフを有する又は雇用していること
2. 植物新品種審査機関は農業農村開発省又は水産省によって公表された植物の種類ごとの試験ガイドラインに従って試験を実施する。さらに、彼らは試験結果に責任を有する。

第 17 条：植物新品種の名称

1. 各品種は 1 つの適格な名称で命名される。その名称が承認されると、その品種を扱うすべての活動で使用する公式な唯一の名称になる。
2. 品種の名称は、同じ種類の他の品種の名称と容易に区別されなければならない。
3. 品種名称をつける際、次の方法は受け入れられない。
 - a) 数字だけを使用する
 - b) 社会的道徳に違反する
 - c) 植物品種の特徴及び特性に関して誤解を容易に引き起こす
 - d) 当該品種からの生産物又は収穫物を保護している商標と同一又は類似していること

第 18 条：新しい植物品種の公開

1. 農業・林業分野で使用する新品種は、以下の要件を満たす場合に公開される。
 - a) 植物新品種審査当局から出された試験報告書がある。
 - b) 試験が実施された県の農業農村開発部により承認された試験生産報告書がある。
 - c) 品種は、本条令第 17 条に定める名称によって特定されるものとする。
 - d) 試験及び試作結果は、農業農村開発大臣が設置した専門科学委員会により審査及び承認される。
2. 水生植物の品種は、次の条件を満たす場合に公開される：
 - a) 植物新品種審査室の試験結果がある。
 - b) 名称が本条令第 17 条に従って受理可能である。
 - c) 試験及び試作の結果が、水産大臣が定める特別科学審議会により審査され、公表される。
3. 特別科学審議会の提案に基づき、品種を世間に公開する品種公表の決定は、農業農村開発大臣又は水産大臣の承認を受けるものとする。例外的に、試験結果でその品種が優れていることが示された場合、生産性の試作を行わずに新品種を公表することができる。
4. 公開された新しい植物の品種は、生産及び取引が許可されている植物の品種リストに記入される。

第 19 条：母樹、最良のクローン、品種園及び品種林の選抜及び公開

1. 母樹、最良のクローン、品種園、品種林の公開は、選抜によって実施される。
2. 品種林の選抜と公開は農業農村開発省が実施される。
3. 母樹、最良のクローン及び品種林の選抜を実施し公開するとともに、母樹、最良のクローン、品種林及び品種園の調査、評価、適切な使用及び利用について説明するのは県の農業農村開発部である。
4. 母樹、最良のクローン品種林の選抜のための登録を行う団体及び個人は、料金に関する規定に従って料金を支払わなければならない。

第 4 章 植物新品種保護

第 20 条：植物新品種の保護の原則

1. 植物新品種保護証明書を付与することにより、権利保持者及び植物新品種の権利は国によって保護される。
2. 植物新品種の保護のための管理は農業農村開発省が行う。
3. 植物新品種の保護は、本条令の規制、知的財産に関する法律及びその他の関連する法律に基づいて行わなければならない。

第 21 条：植物新品種の保護の条件は以下の通りである。

1. 品種は、農業農村開発省によって公布された保護種類リストの 1 つの種類に属していること。
2. 区別性があり均一で安定していること。
3. 取引上の新規性があること。
4. 名称が本条令第 17 条に準拠していること。

第 22 条：保護証書の交付を求める権利を有する者は以下の通りである。

1. 国の予算又はその他の財源を使用して植物新品種を選抜し及び育成した法人。
2. 自己の努力と資金又は他の財源によって植物新品種を選抜及び育成した個人。
3. 契約書に特段の合意がない場合は、法人や個人を雇用し、植物新品種を選抜及び育成させた者。
4. 保護のための書類を同日に提出した法人や個人が多数いる場合には、最初に品種を選抜及び育成した法人または個人。どの法人や個人が最初の者であるかを特定することが不可能な場合は、話し合いの上、どちらが書類を出すかで合意することが出来る。同時に又はいずれか一方が文書を提出してもよい。彼らが合意を得られない場合、植物新品種保護室(PVPO)は申請を拒絶することができる。
5. 全く同じ品種の植物新品種保護証書を提出する団体や個人が多数いる場合には、最初に

書類を提出した法人又は個人。

第 23 条：植物新品種保護証書を申請するための書類

1. 植物新品種保護証書を申請するための書類は、PVP0 に直接提出するか、又は代理人である法人又は個人に提出することも認められている。
2. 植物新品種保護証書を申請するための書類には、以下を含む：
 - a) 植物新品種保護証書の申請書。
 - b) 所定の書式に従って品種の特性を記述した書類及び写真。書類はベトナム語で書かれていなければならない。外国の法人や個人については、ベトナム語と英語の書類を一緒に提出しなければならない。
3. 提出日及び申請番号は、本条第 2 項の規定に適合している場合には、PVP0 によって証明される。

第 24 条：植物新品種保護証書の付与のための指令と手続

1. 植物新品種保護証書のための書面審査と品種審査は、本条例第 25 条及び第 26 条に規定する規則に従い、PVP0 が実施し、その後、農業農村開発大臣が証書を付与する。
2. 保護証書の交付は、本条例第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条のすべての条件を満たしている場合に農業農村開発大臣が決定する。農業農村開発省は、植物新品種保護証書の所有者の申請に応じて、植物新品種保護証書を再交付することを検討し決定する。

第 25 条：植物新品種保護証書のための書類審査

1. 植物新品種保護証書の提出日から 15 日以内に、PVP0 はその書類の有効性を判断しなければならない。書類が有効でない場合、当局は申請者に通知しなければならない。その通知を受けた日から 30 日以内に、申請者は規則に従って書類を完成しなければならない。書類がまだ有効でない場合、PVP0 はそれを受理しない。
有効な書類の提出日は、PVP0 がその書類を受理した日である。
2. 書類は申請者が提出した日から 90 日以内に、PVP0 によって審査される。書類審査には以下が含まれる：
 - a) 申請者の正当性を判断する。
 - b) 本条例第 21 条第 1 項に規定されている保護植物種のリストに植物新品種が含まれているか。
 - c) ベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟した国際協定に対する品種の適合性を決定すること。
 - d) 国家によって定められた機密の分野における法律の規定に適合するか審査すること。
 - e) 植物品種の新規性を判定すること。

- f) 本条例第 17 条の規定に従って品種の名称を決定すること。
- 3. 植物新品種保護室は、審査の過程で申請者に修正を求めることができる。PVP0 から要求されたとおりに修正が行われない場合その書類は拒絶される。
- 4. 有効な書類は、公報に掲載されるとともに、種苗を本条例第 26 条に規定される植物新品種審査当局に送るように申請者に通知される。

第 26 条：保護証書を付与するための新品種の試験と審査

- 1. 申請者は PVP0 の通知を受けた日から 15 日以内に種苗を試験機関に提出しなければならない。
- 2. DUS 試験は、農業農村開発省が公表した種類別のテストガイドラインに基づき、試験機関が実施する。
- 3. DUS テスト試験機関から提出された DUS テスト報告書は、PVP0 により審査される。
- 4. DUS 試験結果の審査を終えた後、PVP0 は以下を行う：
 - a) 植物新品種保護証書を付与する意向を公報に 3 回連続して公表する。
 - b) 農業農村開発大臣に対し、書面による異議が出されないときには、公報に 3 回目の植物新品種保護証書を付与する意向を公表した日から 30 日以内に植物新品種保護証書を付与するよう助言し手続きを完了させる。異議がある時は、異議申立を受理した日から 30 日以内に、PVP0 はそれらを考慮した上で結論を出さなければならない。
 - c) 保護証書を付与するための十分な根拠がない場合、PVP0 はこれを公報誌に 3 回公表し、理由を申請者に通知する。
- 5. 本条第 4 項第 b 項及び第 c 項に記載された通知を受けた日から 30 日以内に、申請者は、農業農村開発大臣に対し、植物新品種保護証書が付与されていない旨の書面による異議申立をすることができる。
- 6. 保護証書を受理した品種は、農業農村開発大臣の決定後、PVP0 の公報誌に掲載される。

第 27 条：植物新品種保護証書の所有者の権利の範囲

- 1. 保護された品種の種苗、又は保護された品種から得られた収穫物の、以下の行為における使用を許可又は禁止する。
 - a) 品種の増殖
 - b) 品種の調整
 - c) 販売の申し出
 - d) 販売又はその他の形態での交換
 - e) 輸出
 - f) 輸入
 - g) 本項の a、b、c、d 及び e に記載された行為を実施するための保管
- 2. 保護証書所有者の権利を侵害する行為は、当局により処罰される。

3. 本条第1号、第2号に規定する証書保持者の権利の他に、保護証書所有者は、以下の場合にも利益を受ける権利を有する。
 - a) 権利所有者が他の保護されている品種を使用して自分の品種を育成していない場合、品種保護証書所有者の品種を第三者が使用して品種が育成された場合、その品種は保護される。
 - b) 品種保護証書所有者の品種とは明確に区別されない品種が第三者により育成された場合。
 - c) 第三者が権利証書所有者の育成した保護された種苗を繰り返し使用してある品種を育成したような場合、最初の権利所有者はその権利を行使出来る。
 - d) 新品種保護証書所有者の保護品種の種苗を使用して、その品種が保護を受けていない国で商業目的で品種を生産する場合。
4. 植物新品種を利用するか、そのような権利を他の組織や個人に、自らの契約によって移転する場合も利益を享受出来る。新品種の譲渡移転契約は書面で行われ、PVP0に登録されなければならない。
5. 権利所有者が育成者である場合には、法律の規定に従って植物新品種保護証書の権利者を継承し、譲渡出来る。権利保有者が育種者でない場合は、植物新品種保護証書の権利者を移転すること。

第28条：植物新品種保護証書の権利者の制限

1. 植物新品種保護証書所有者は、当該品種が生産とビジネスへの使用に関する国のリストに掲載されている場合のみ、商業目的での使用权を行使できる。
2. 国又は公共の利益のために、農業農村開発大臣は、保護されている新品種に強制ライセンスを与え、その品種の生産とビジネスへの使用に関する国のリストにまだ掲載されていない場合は、掲載するようにする。権利の移転により新品種の利用の権利を受け取った団体や個人は、契約に従い、植物新品種保護権者に利用手数料を支払う必要がある。

第29条：植物新品種権利所有者に支払わない場合

1. 保護された品種を使用している組織や個人は、以下の場合に新品種の権利所有者に料金を支払う必要はない。
 - a) 科学研究目的のための育種
 - b) 商業目的でなく個人的な目的で使用する
 - c) 新品種保護証書所有者によって市場で販売されている種子又は種苗
2. 保護された品種の種苗を使用している家庭及び個人が、自分の土地や池などに次の季節にその品種を育てるために品種を自ら増殖する場合。

第30条：植物新品種保護証書所有者の義務

1. 保護された品種の種苗を維持し、品種保護室の要求に応じてそれらの種苗を直接提供す

るか、又はこれらの行為を第三者に権限を与えて行わせる。

2. 規制に従って、新品種の保護のための手数料及び年登録料を支払うこと。
3. 育成者自身が権利保有者ではない場合、及び保有者と育成者との間に何らかの合意がない場合に、育成者に報酬を支払うこと。権利保有者がベトナムで保護を申請している外国の機関又は個人である場合、育成者に報酬を支払うことは、外国の規則に従って実施される。

第 31 条：新品種の育成者の権利と義務

1. 植物新品種育成者は、自分自身が植物新品種保護証書所有者である場合、次の権利と義務を有する。
 - a) 植物新品種保護証書に名前が入る。
 - b) 植物新品種保護証書所有者の権利は本条例第 27 条に記載。
 - c) 植物新品種保護証書所有者は、本条第 30 条第 1 項及び第 2 項に定める義務を負う。
2. 植物新品種保護証書の所有者ではない植物新品種育成者は、以下の権利と義務を有する。
 - a) 植物新品種保護証書に育成者として名前が入る。
 - b) 本条例において、第 30 条第 3 項の規定に従って植物新品種保護証書所有者から補償を受けること。
 - c) 本項の a 及び b に定める侵害について許諾を要請すること。
 - d) 保護証書所有者が保護された新品種の種苗を維持するという義務を履行するのを助けること。

第 32 条：有効な書類を提出する日を決定する優先権

1. 植物新品種の所有者で、新品種の保護に関するベトナムとの国際条約に署名又は参加した外国で、その国に新品種保護の申請書を提出した日から 12 ヶ月以内に、申請書をベトナムに提出すると、有効な書類を提出した日までに決定される優先権を有する。外国で有効な書類を提出した日は、ベトナムで有効な書類を提出した日付である。
2. ベトナムに書類を提出してから 90 日以内に、植物新品種所有者は、外国で新品種保護のために当局に提出された最初の申請書のコピー、種苗、その他その品種が申請者の品種と同一のものであるという証拠を揃えなくてはならない。ベトナムで提出された書類の中で、有効な書類の提出日を決定するための優先権を主張しなければならない。

第 33 条：育成者の権利の存続期間

1. 保護期間は一般の植物新品種で 20 年、木本植物とブドウは 25 年である。
2. 保護期間は、植物新品種保護証書の書類が PVPO により有効な書類として受理された日から始まる。

第 34 条：植物新品種保護証書の効力の取消

1. 植物新品種保護証書の効力は、農業農村開発大臣によって取り消される。
2. 次のいずれかの場合には、植物新品種保護証書の効力が取り消される。
 - a) 植物新品種保護証書が与えられた日に、均一性と安定性が基準に適合していなかった場合。
 - b) 当局から要請があった時に、品種維持と保存に必要な書類、種苗などが権利保有者により提供されなかった場合。
 - c) 次の登録料支払の締め切り日から 3 ヶ月以内に権利保有者が権利保護証書の効力を維持するための手数料を支払わない場合。
3. 証書の効力が解除された時点で、植物新品種所有者は、本条第 27 条及び第 28 条第 1 項に定める権利を有しない。
4. 所有者が本条に定める取消理由を解消した場合、植物新品種保護証書の有効性が回復する。

第 35 条：植物新品種保護証書の効力の無効化

1. 農業農村開発大臣は、植物新品種保護証書の有効性を無効にする権利を有する。
2. 植物新品種保護証書の有効性は、次のいずれかの場合に無効になる。
 - a) 植物新品種保護証書所有者自身が無効化を要請した場合。
 - b) 植物新品種保護証書所有者が、法律の規定に従って保護証書を付与する権利を有する適格者でないことを証明する証拠がある場合。
 - c) 保護証書が付与された日に、当該植物品種が商業的に新規性がないか、又は明確な区別性がなかった場合。

第 5 章 植物品種の生産と事業

第 36 条：主要な植物種の生産及び取引の条件

1. 商業目的で主要作物を生産したいと望む機関及び個人は、以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 植物品種に関する事業登録をすること。
 - b) 農業及び水産業セクターの計画に適格な生産場所を有すること。さらに、各品種の生産需要や品種の品質が一定の高レベルを保ち、環境保護法、植物保護・検疫に関する法律、漁業法に準拠していること。
 - c) 農業農村開発省及び水産省によって公布された各種品種の生産のための技術的プロセスに適格で十分な施設及び技術設備を有すること。
 - d) 植物栽培、植物保護又は漁業の技術に関する訓練を受けた技術スタッフを有しているか又は雇用すること。
2. 主要作物を事業で扱いたいと思う組織や個人は、以下の条件を満たさなければならない。

- a) 植物品種を含む事業免許を有すること。
 - b) 各品種のタイプと品種の質の確保に適した事業展開のための場所と、施設、技術的な設備を有していること。
 - c) 事業で使用する品種を正しく識別出来、種子保存技術能力を持つスタッフを有しているか、雇用していること。
 - d) 品種取引を行うための品種の質を検査出来る人材を有しているか、または雇用しているか、又、そのための設備を有していること。
3. 主要作物を生産し、取引し、事業登録を必要とする者に属していない世帯又は個人は、本条第1項及び第2項に定める規制に従う必要はないが、植物品種の保護と検疫に関する法律、環境保護に関する法律、漁業に関する法律に準拠して、環境衛生上の措置を講じなければならない。

第37条：他家受粉品種の種子の生産

1. 農業分野における主要な作物の他家受粉品種は、育種家種子、原原種、原種及び保証種子の4種の種子の系統に従って生産される。農業農村開発省が定める各グレードの生産指針に従って、より低等級の種子を高等級の種子から繁殖させなければならない。
原原種の生産は、原原種を増殖するための育種家種子が存在しない場合に、原種を回復するための指針に基づいて実施される。
2. 種子等級の基準の条件と、原原種の繁殖と復元の指針は、農業農村開発省によって出される。

第38条：産業用樹木、多年生果樹、林木、観賞植物及びその他の植物の生産

1. 産業林木、多年生の果樹、林業樹木を栄養繁殖で生産する組織や個人は、最良のクローンや植物園から繁殖材料を調達しなければならない。
2. 森林苗木の植え付けや播種を行う組織や個人は、選抜され公表された母樹、採種果樹園又は母樹林の種子を使用しなければならない。
3. 産業用樹木、短期間の果樹、観賞植物及びその他の植物を栄養繁殖の方法で生産する法人及び個人は、農業農村開発省又は水産省が公布したガイドラインに従わなければならない。

第39条：種苗のラベル

1. 取引のために袋に入っている種子には、以下の情報のラベルを付けなければならない。
- a) 品種名称
 - b) 植物品種に責任を有する種子生産者の名前と住所
 - c) 数量
 - d) 主要品質基準
 - e) 生産日及び使用期限

- f) 保存及び使用に関するガイダンス
 - g) 輸入種子の原産国
2. この情報は、種子又は苗木が取引のために袋に入れられていない場合、又は本条第1項に記載されている情報がラベルに完全に記載されていない場合には、種子又は苗木に同封された文書に記載する必要がある。

第40条：植物品種の輸出

1. 組織や個人は、農業農村開発省と水産省が交表した輸出禁止植物品種リストになれば、その植物品種を輸出することができる。
2. 輸出禁止植物品種リストにある植物品種を研究目的その他の特別な目的のために外国と交換したいと考える法人及び個人は、農業農村開発大臣又は水産大臣の許可を得なければならない。

第41条：植物品種の輸入

1. 法人や個人は、生産及び事業のために、植物品種リストにある植物品種を輸入することが認められる。
2. 生産及び事業のための植物品種リストに存在しない植物品種を研究、試験、試験生産、またはその他の特別な目的のために輸入したいと考える法人及び個人は、農業農村開発大臣又は水産大臣の許可を得なければならない。

第6章 種苗の品質管理

第42条：種苗品質管理の原則

種子を生産し取引する法人や個人は、品質が品質基準に準拠していると申告することにより、種子の品質に責任を持つ。

第43条：種子品質基準

1. 種子品質基準システムは、以下の通りである。
 - a) ベトナム基準
 - b) 専門的基準
 - c) 生産者の基準
 - d) ベトナムで適用される国際基準、地域基準、外国規格
2. 基準を適用しなければならない植物品種のリストを公布するための許可は、以下のよう
に規定されている：
 - a) ベトナム基準を適用しなければならない植物品種リストは、科学技術省によって公表される。

- b) 各部門の基準を適用しなければならない植物品種リストは、農業農村開発省及び水産省によって公表される。

第 44 条：種子品質基準の公表

1. 本条例第 43 条第 2 項第 a 号及び第 b 項に掲げるリストにある種子を生産し、取引する法人及び個人は、当該品種の品質基準を公表しなければならない。申告された基準は、本規則第 43 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める基準を下回ってはならない。
2. 本条例第 43 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める国のリストに掲載されていない植物品種の基準を個人や団体が公表することは、国によって奨励される。
3. 植物品種の品質基準を公表するための命令と手順は、品質に関する法律の規則に従って行われなければならない。

第 45 条：基準に従った種子品質を公表すること

1. 基準に従って、植物品種を生産し、取引する法人及び個人によって行われる種子品質の公表は、以下のいずれかに基づくものでなければならない：
 - a) 植物品種リストにある植物品種の検査及び試験機関による品質認定の結果は、本条第 2 項及び第 3 項に定める基準に従って認証されなければならない。
 - b) いかなる法人および個人も、植物品種リストには存在しない植物品種の自己検査又は検査機関及び試験機関による検査結果は、本条第 2 項及び第 3 項に定める基準に従って認定されなければならない。
2. 植物品種リストは、科学技術省が公表したベトナムの基準に従っていることを証明しなければならない。
3. 専門的基準を満たしていることが証明されなければならない植物品種リストは、農業農村開発省と水産省によって公表されるものとする。
4. 植物品種の品質を公表するための命令及び手順は、品質に関する法律の規則に従って行われなければならない。

第 46 条：現地調査と植物品種品質の試験

1. 植物品種の品質に関する現地調査と試験は、現地調査及び試験サービス機関によって実施される。
2. 植物品種に関する現地調査及び試験サービス機関は、以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 現地調査及び植物品種試験の要件を満たす施設と設備がなくてはならない。
 - b) 植物品種を調査、試験するための環境を整える施設がなくてはならない。
 - c) 訓練を受け、現地調査及び植物品種試験を実施出来るという証明書を保持する技術スタッフを有しているか又は雇用する。
3. 現地調査及び試験サービス機関は、現地調査及び試験の結果に責任を負う必要がある。

4. 現地調査及び植物品種品質試験の料金は、現地での検査及び試験を依頼した法人又は個人によって支払われる。
5. 現地調査及び試験サービスを担当する機関の認証及び管理は、農業農村開発省又は水産省によって実施される。

第 47 条：植物検疫

植物品種を選抜、育種、生産、貿易などで使用する組織及び個人は、植物防疫及び検疫に関する法律の規則に遵守しなければならない。

第 7 章 検査と紛争解決

第 48 条：種子検査

種子の検査は専門的な検査である。植物品種に関する専門検査の組織とその活動は、種子検査法の規制に従わなければならない。

第 49 条：植物育成者権に関する紛争を解決する

植物育成者権に関する紛争は、法律の規定に従って人民裁判所によって裁かれる。

第 8 章 実施規定

第 50 条：実施の有効性

本条令は、2004 年 7 月 1 日から施行される。

第 51 条：実施の指針

本条令の実施のための詳細な規定と手続きは、政府によって行われる。

Hanoi, 24th March 2004

On behalf of National Assembly Standing Committee

Chairman

Nguyen Van An

(Signed)

ハノイ、2004 年 3 月 24 日

国会常任委員長

グエン・ヴァン・アン

(署名)

